

コロナ情報



## 市税等が スマートフォン決済アプリで 納付できるようになります

4月1日  
スタート!

4月1日から、スマートフォン決済アプリの請求書支払いサービスを利用して、24時間いつでもどこでも市税等の納付ができるようになります。詳しくは収税課ウェブページをご覧ください。



### 利用できるスマートフォン決済アプリ



※アプリの利用方法等、詳しくは各アプリ事業者へお問い合わせください。

#### 納付できる市税等

- 個人市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

#### 注意事項

- 領収証書は発行されません。すぐに納税証明書が必要な場合（車検など）や領収証書が必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストア・市役所等の窓口で納付してください。
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるものは納付できません。
- 納付書の納期限・指定期限を過ぎたものは納付できません。
- 決済手数料はかかりません。ただし、データ通信料は利用者負担となります。

問合せ 収税課 (2階) ☎(20)1578 FAX(20)1609  
国保年金課 (2階) ☎(20)1503 FAX(20)1600  
高齢者支援課 (2階) ☎(20)1572 FAX(20)1610

主な内容

- ◆新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせします(P2~3)
- ◆あなたの声を聴かせてください 3月は自殺対策強化月間(P4)
- ◆女性の皆さん 春こそからだのメンテナンスを(P5)
- ◆電子図書サービスが始まります(P6)

今月の日曜開庁	3月28日㊤	8時30分～ 17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502
			市民税課(2階) ☎(20)1577
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	収税課(2階) ☎(20)1578
			本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111
			市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。